【募集人員】 6人以内

【応募資格】

- ①登米市内に住所を有し、現に居住している人
- ②登米市のまちづくりに関心のある人
- ③公共性の観点から意見の述べられる人
- ④登米市の職員および市議会議員でない人

【任期】 委嘱の日から2年間

【役割】 登米市が目指す市民と行政による協働のまちづ くりや男女共同参画社会形成の推進について、意見を 述べること。

【組織】 学識経験者、市民活動団体の関係者、公募(6) 人以内)の12人以内の委員で構成されます。

【応募方法】

次の事項を記載した「応募申込書」と「作文」を郵 送または持参により、企画部市民活動支援課(迫庁舎 2階)に提出してください。

なお、応募書類は返却しませんのでご了承ください。 (ア) 住所・氏名・電話番号・性別・生年月日

月

日は

夏の

総点

検

の

É

使用などで電気の

(イ) 職業・勤務先

ギーに心掛けましょう。 おりゅう である はいまめ に消すなど、 の で の 空温は 28 度を下回る 時期です。

- (ウ)経歴(職歴・学歴など参考となる事項)
- (エ) 地域での活動状況
- (オ) 応募した理由

※応募申込書は、各総合支所地域生活課および企画部 市民活動支援課に備え付けてあります。任意の様式で も可とします。

※作文は「協働のまちづくりについて」と「男女共同 参画社会の実現を目指して」と題した二つについて、 それぞれ400字程度にまとめたもの。様式の定めはあ りませんので、原稿用紙などを使用してください。

【応募期間】 7月20日(金)~8月3日(金)必着 ※郵送の場合は当日消印有効

【選考結果】 後日、応募者全員に通知します。

【応募先・問い合わせ】

〒987-0511

登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

相談くださ

地 開発を予定 て

開発行為とは

企画部市民活動支援課

この

要綱に基づいた市長とので、次に該当する場合は

開発行為を行う個人または

を定めて

11 ます

0

して

一登米市

開発指導

地開発

前協議が

と必要となり

ます

7 0220 (22) 2173

許可が必要となりますまた、面積によって

のでご

土

1000㎡未満の開発行為 ②連続した土地において、 の開発する土地の面積が、

適用範囲 は

す。地の区画形質の変更をいいま整地、地目変更などによる土整地、地目変更などによる土

【問い合わせ】

建設部都市

供する場合、 ② 農業、 営む個人または団体がその 生産活動上必要な開発事業 (農業用施設など) yる場合は除きせただし、 畜産事業 林業お よび 業の 漁業を

その累積が1 事業が隣接1 て施工され、 ①区画整理組合および公社 となる場合 適用除外となるも 32人以上の事業の1000歳以上と Lされ、その累積が1回または同時に分割し 以上となる場合。 近て施工さの事業主 0 0 0 立され、土され、 の

11 る

佐藤 達 常設展示室 オープン

世界で活躍している登米市出身の造形作家 「佐藤達」さんから寄贈された作品を一般公開す るものです。

Satoru Sato Art Museum

中田生涯学習センター3階

【開館日】 7月29日(日)から

【開館時間】 午前9時~午後5時 【入場料】 無料

【問い合わせ】

教育委員会中田事務所(中田生涯学習センター内) **T** 0220 (34) 8081

7月29日執行

参議院議員通常選挙

投票時間:午前7時~午後7時

今回の投票時間は、通常よりも1時間繰り上げて 午後7時までとなります。

棄権することなく投票しましょう。

【問い合わせ】

市選挙管理委員会事務局 ☎ 0220 (22) 2198

れの人) では、 に開催す 平 成 20

登米市

式実行委員募集

人式の人式の人

企 日

画・選手 多員会を開催する予定です。 委員会を開催する予定です。 委員会を開催する予定です。 「京者(昭和62年4月2日 「京者(昭和62年4月2日 回程度、実行 米しています。 夕加してもら

氏名、

申し込み・ 知らせくださ 合わせ】

9

※多数の場合は選考を行い

【申込方法】 または最寄りの し込んでください 、教育委員会生涯学習課2方法】 直接または電話 電話番号をお 公民館に申 その 際



▲平成19年の成人式の様子

ごみに関する奨励金・補助金制度

ごみの減量や環境美化意識の高揚と計画的なごみ収集を進めるために補助金を交付します。

◇資源ごみ回収報奨金

子ども会、PTA、婦人会などの団体が、資源ごみ(空 き缶、古紙など)を回収し、ごみ回収業者などに売却し た場合、報奨金が出ます。

- ▶資源ごみ=空き缶、空き瓶、鉄くず、布類、古紙、 ダンボールなど
- ▶奨励金額=売却代金の10%

◇生ごみ処理容器等購入補助金

生ごみ処理機やコンポストを設置した世帯に補助金が 出ます。

- ▶交付額
- ①生ごみ処理機
 - 購入金額の1/2 (限度額3万円)
- ②コンポスト
- 購入金額の1/2 (限度額3,000円)

◇ごみ集積所設置費補助金

行政区がごみ集積所を設置した場合、補助金が出ます。

- ①設置経費が6万円までは全額補助
- ②設置経費が6万円を超え12万円までは、(設置経 費 $-6万円) \times 1/2 + 6万円$
- ③設置経費が12万円以上は9万円

※いずれの補助金も予算に限りがありますので、お早め に各総合支所地域生活課までお申し込みください。

【申し込み】

各総合支所地域生活課 地域係

【問い合わせ】

市民生活部環境課 生活環境係

T 0220 (58) 5553

各総合支所地域生活課 地域係

職場での省エネー